

訪問介護・訪問型サービスにおける同一建物減算について

1 概要

令和 6 年度介護報酬改定により、訪問介護、介護予防訪問サービス及び広域型訪問サービスにおける「同一建物減算」に、同一敷地内建物等に居住する者への提供割合 90%以上（12%減算）の区分が新設されています。

該当する事業所は、毎年度 2 回、12%減算の適用の有無を確認し、提出要件に該当する場合は届出が必要です。

減算の内容	算定要件
(1)10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（(2)及び(4)に該当する場合を除く）。
(2)15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合。
(3)10%減算	上記(1)以外の範囲に所在する同一建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合
(4)12%減算（R6 年度新設） ➡ <u>計算書で判定が必要！</u>	正当な理由なく、事業所において、前 6 月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が 90%以上である場合（(2)に該当する場合を除く）。

2 12%減算の判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度 3 月 1 日から 当年度 8 月 31 日	当年度 10 月 1 日から 当年度 3 月 31 日	9 月 15 日まで
後期	当年度 9 月 1 日から 当年度 2 月末日	次年度 4 月 1 日から 次年度 9 月 30 日	3 月 15 日まで

3 減算に当たるかの判定方法

- (1) 加算参考様式 112「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算にかかる計算書」に必要な数字を記入。同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人数）÷当該事業所における判定期間に訪問介護を提供した利用者数（利用実人数）が、90%以上であるかを確認する
- (2) 90%以上であった場合、その理由が「正当な理由」であるかを確認する。以下の正当な理由いずれにも該当しなければ減算となる。
- ・ 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
 - ・ 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
 - ・ その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

※ 判定は、訪問介護、訪問介護、介護予防訪問サービス、広域型訪問サービス、サービス種別毎に行ってください。国の参考様式は訪問介護用に作られていますので、適宜、介護予防訪問サービス及び広域型訪問サービス用に読み替えて使用してください。

4 届出対象事業所

- ・ 判定の結果、90%以上となった事業所
- ・ 判定の結果89%以下となり、算定状況が「減算あり」→「減算なし」になる事業所

※ 90%以上であった場合、正当な理由の有無に関わらず届出が必要です。

※ 判定の結果にかかわらず計算書は事業所において5年間保管する必要があります。

5 届出方法

介護保険課指定グループ宛て郵送又は持参

6 届出書類

- (1) 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（加算参考様式 112）
- (2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式 1 又は 3）
- (3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算様式 2-1 又は 4）

※ (2) (3) については 新規に減算となる場合又は減算でなくなる場合のみ提出してください。